

# 学校いじめ防止基本方針

秋田大学教育文化学部附属特別支援学校

本内容は、平成25年9月28日施行の「いじめ防止対策推進法」及び、平成25年10月11日  
文部科学大臣決定の「いじめの防止等のための基本的な方針」「秋田大学教育文化学部附属学校園いじ  
め防止基本方針」に基づき秋田大学教育文化学部附属特別支援学校におけるいじめ防止等のための対  
策に関する基本的な方針を定めたものである。(平成26年3月18日制定)

## 1 いじめの定義

子どもが一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な攻撃(インターネットを通じて行  
われるものを含む)を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいう。

※「秋田大学教育文化学部附属学校園いじめ防止基本方針」より  
なお前述の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、具体的ないじめの態様として以下の  
ようなものが示されている。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 2 基本方針

### (1) いじめの防止について(未然防止のための取組等)

- ① 校内ルールの徹底による「規範意識の向上」 [規律]
  - ・あいさつの奨励、授業中の態度、時間を守るなどの学校生活での規範意識を高める。
- ② 全ての児童生徒が授業で活躍し、自ら取り組むための「分かる授業づくり」 [意欲]
  - ・全員が分かる、活躍できる授業づくりと共に学び、認め合う場面の設定に努める。
- ③ 他の児童生徒や教師らとの関わりを通した「居場所づくり」「絆づくり」 [自己有用感]
  - ・安心して過ごせる学級、学部、学校環境づくり(児童生徒、保護者と担任との信頼関係の構築)

### (2) いじめの早期発見について

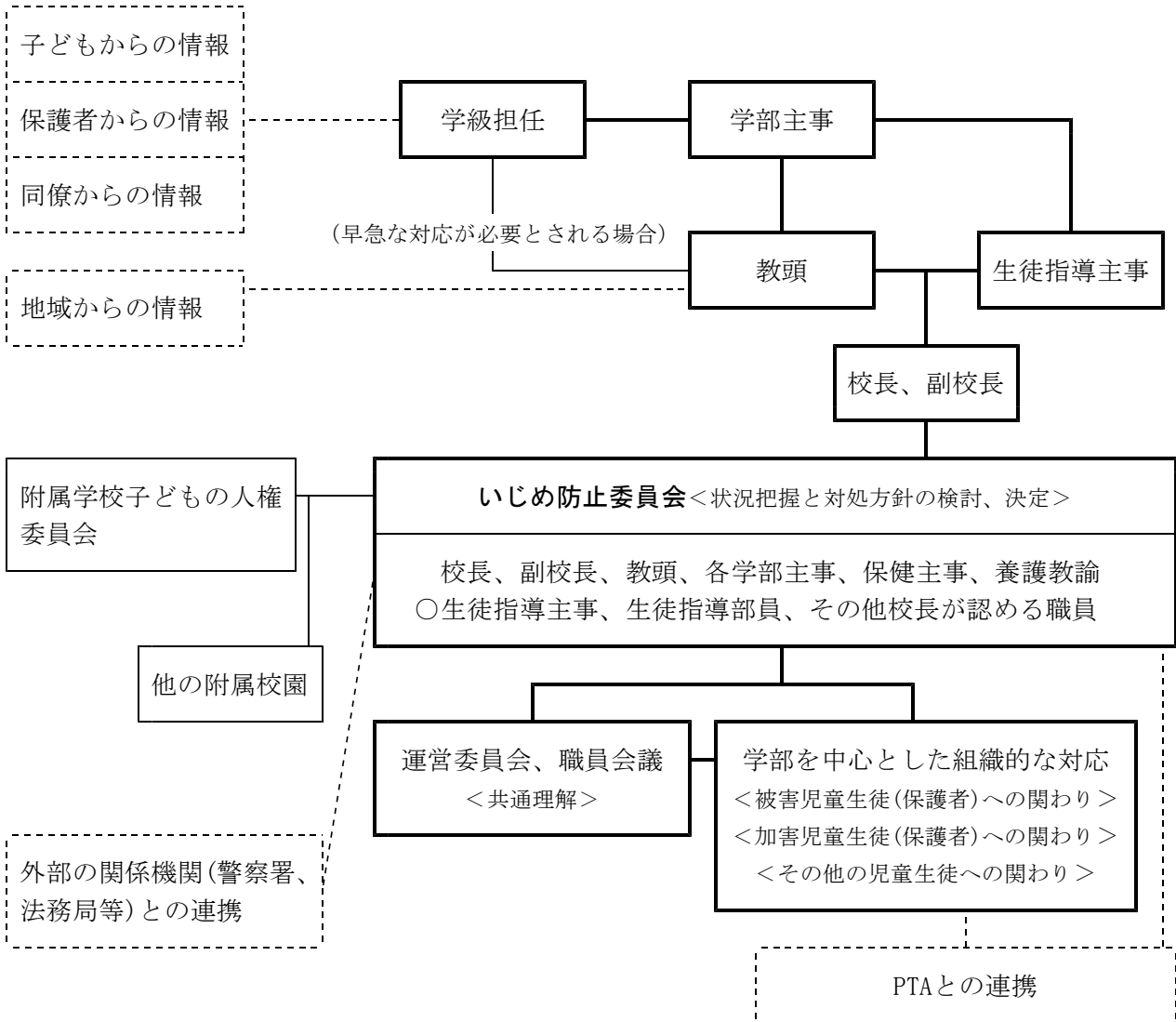
- ① 日常の観察と職員打ち合わせ、いじめ報告書の作成と活用
  - ・担任間や学部職員で児童生徒の様子について情報交換をし、多面的な観察をする。
  - ・毎月各学部の打合せの中でいじめについて情報交換をし、いじめがあった場合には、いじめ報告書を作成し、管理職に報告する。
- ② 生徒、保護者へのアンケート実施による状況の把握(7月、1月実施)
  - ・生徒と保護者に「いじめについてのアンケート」を実施して、生徒の学校生活や友達との関わりへの状況を把握すると共に、望ましい人間関係の在り方について指導する。
- ③ 生徒、全保護者へのアンケート実施による状況の把握(年2回以上実施)
  - ・生徒と全保護者に「インターネット利用アンケート」を実施して、家庭でのインターネット利用の状況を把握すると共に、望ましい利用について指導や情報提供をする。
- ④ 保護者面談等からの情報共有
  - ・面談時や連絡帳等で学校生活や校内外の交友関係について、保護者から情報収集し共有する。

(3) いじめへの対応について

- ① 本校におけるいじめの未然防止、早期発見及び適切な対処に関する措置を実効的に行う組織として、「いじめ防止委員会」を設ける。なお、その構成員及び組織図は、次のとおりである。
- ・ 構成員

校長、副校長、教頭、各学部主事、保健主事、養護教諭、○生徒指導主事、生徒指導部員、その他校長が認める職員

<組織図>



- ② 学校がいじめと疑われる情報を把握した場合は、速やかに「いじめ防止委員会」を開いて事実関係を分析し、いじめと断定した場合は、学校として対処方針を検討・決定し解決に向けた組織的な措置を講ずる。
- ③ 重大事態が発生した場合は、速やかに大学学部に報告し、対処について協議する。
- ④ 当該いじめに関する一連の推移を振り返り、いじめの再発防止に向けた取組を行う。

<主な活動予定>

月	活動	主な内容
6月	・学校いじめ防止基本方針の提案	・職員への周知、確認 ・危機管理マニュアルへの記載 ・秋田大学へ報告
7月	・いじめについてのアンケート(1回目) ・インターネット利用アンケート(1回目)	・両方のアンケートは、中高等部生徒と全保護者が対象。小学部児童は学級担任に聞き取り。 ・アンケート結果の集計、分析 ・個別面談や保護者面談での事実確認
8月 12月	・いじめ防止委員会①(アンケート集計結果の報告、協議) ・学部集会での指導と報告	・事案への対応を検討、 ・職員会議での周知、協議、共通理解 →保護者に連絡、説明、今後の対応確認 ・中高等部生への周知と注意喚起
1月	・いじめについてのアンケート(2回目) ・インターネット利用アンケート(2回目)	・1回目と同様 ・アンケートの結果の集計、分析 ・個別面談や保護者面談での事実確認
2月	・いじめ防止委員会②(アンケート集計結果の報告、協議)	・事案への対応を検討 ・職員会議での周知、協議、共通理解 →保護者に連絡、説明、今後の対応確認

※生徒、全保護者へのアンケート実施による状況の把握(年2回以上実施)

- \* 2 基本方針(3)① 削除(平成30年)・組織図→地域支援コーディネーター
- \* 2 基本方針(2)③ 追加(令和2年)  
② 移動(令和2年)③から④へ
- \* 2 基本方針(2)② 変更(令和3年)「生活アンケート」を削除→生徒と保護者に「いじめについてのアンケート」
- \* 2 基本方針(3) 変更(令和3年)・主な活動予定 生活調査→インターネット利用アンケート

# いじめについてのアンケート（前期：中高生徒）

附属特別支援学校は、いじめのない、明るく楽しい学校をめざしています。このアンケートは、みなさんが安心して楽しく生活できるようにするためのものです。

## <記入上の注意>

- ・ 4月から今日までのことを振り返り、「はい」か「いいえ」に○を付けてください。
- ・ 空欄には、具体的に書いてください。

## <「いじめ」とは>

- ・ 暴力
- ・ 無視、仲間はずれ
- ・ いじわる（ものをかくすなど）
- ・ 悪口、からかい
- ・ おどされる
- ・ お金や ものを とられる

(1) 今、誰かに いじめをされていますか？

「はい」

「いいえ」



・ いつ、どこで、どのようなことでしたか？

(2) 今、あなたのまわりでは、いじめがありますか？

「はい」

「いいえ」



・ いつ、どこで、どのようなことでしたか？

(3) 相談したいことがあったら、自由に書いてください。

締め切り：7月1日(金)

# インターネット利用アンケート（前期：中高生徒）

附属特別支援学校は、いじめのない、明るく楽しい学校をめざしています。このアンケートは、みなさんが安全にインターネットを利用できるようにするためのものです。

## <記入上の注意>

・4月から今日までのことを振り返り、「はい」か「いいえ」に○を付けてください。

・空欄には、具体的に書いてください。

## <インターネットにつながる機器の例>

・スマートフォン ・携帯電話 ・パソコン ・ゲーム機 ・タブレット など

(1) インターネットを使いますか？

「はい」

「いいえ」



- ・どのような機器ですか？
- ・どのようなことに利用しますか？
- ・一日、どのくらい利用しますか？

(2) 自分の機器をもっていますか？

「はい」

「いいえ」



- ・どのような機器ですか？

(3) インターネットを利用して、被害に遭ったことがありますか？

「はい」

「いいえ」



- ・どのような内容ですか？

(4) 相談したいことがあったら、自由に書いてください。

締め切り：7月1日(金)